

高槻市営バス定期券販売窓口における
キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務
仕様書

高槻市交通部

1 業務名

高槻市営バス定期券販売窓口におけるキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務

2 業務の背景と目的

高槻市交通部では昭和 29 年 2 月 25 日の開業以来、70 年にわたり乗合及び貸切バス事業を行い利用者の通勤及び通学などの移動を支えている。またその中で、市内 5 か所に設置している営業所及び案内所では定期券やバスグッズなどの販売を行っている。

現在まで、営業所及び案内所では、定期券などを購入する際の決済手段が現金のみの取り扱いとなっており、窓口混雑の要因となっている。

また、近年では非接触機会の増加に伴いキャッシュレス決済の需要が高まっており、高槻市交通部でもキャッシュレス決済を導入することで、お客様の利便性向上及び窓口の混雑緩和が期待されるほか、経済産業省のキャッシュレス・ビジョンが目指すキャッシュレス決済比率 40%達成に寄与することから、キャッシュレス決済の導入に至ったものである。

3 契約期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

* 決済端末の設置及び導入は令和 7 年 2 月 28 日（金）までに完了し、納付業務については令和 7 年 3 月 1 日（土）からを予定している。

* 日程については、変更になる可能性がある。

4 定期券販売場所及び決済端末設置台数

No.	販売場所	設置台数	住所
1	芝生営業所	1 台	高槻市芝生町四丁目 3 番 1 号
2	緑が丘営業所	1 台	高槻市緑が丘三丁目 4 番 1 号
3	J R 高槻駅南案内所	3 台	高槻市紺屋町三丁目 1 番 1 0 9 号
4	J R 摂津富田駅案内所	2 台	高槻市大畑町 2 3 3
5	阪急高槻市駅案内所	1 台	高槻市城北町二丁目 1 番 1 8 号エミル高槻 2 階
6	高槻市交通部（予備）	2 台	（1 芝生営業所と同じ）
	合計	1 0 台	

5 業務内容及び仕様条件などについて

本業務は、高槻市交通部が市内5か所に設置する営業所及び案内所において、クレジットカード、電子マネー及びコード決済により定期券や企画券及びグッズなどを購入及び払い戻しをするためのキャッシュレス決済端末を設置するとともに、当該端末による第三者納付として立替払いを高槻市交通部に対し行うものである。

また、本業務における仕様条件などは以下を満たすものとする。

- (1) キャッシュレス決済の対象となる販売物
高槻市交通部が発売するすべての定期券、企画券及びグッズ
- (2) 取扱可能な決済種別
 - ① クレジットカード決済（VISA、MasterCard とする）
 - ② 電子マネー決済
 - ③ コード決済※ なお、取扱い可能ブランドは、提案者以外の他社が取扱うブランドについても対応が可能であること。
- (3) 決済端末機の規格等について
 - ① POS 連動可能な端末であること。
 - ② 利用者及び窓口の職員の双方にとって操作性が良いこと。
 - ③ 卓上で使用することができ、業務の妨げにならない機器であること。（サイズは概ね幅 12cm 奥行き 30cm 高さ 15cm 以内とする）
 - ④ 端末上で（2）に定めるすべての決済種別が利用可能なこと。
 - ⑤ 暗証番号入力用キーパッド（PIN パッド）が一体となっていること。
 - ⑥ クレジットカードについて、IC カード、磁気カード共用とし、他ブランドカードとの共同使用が可能なものとする。
 - ⑦ クレジットカード決済で購入した際には、同一クレジットカードへの払い戻しの対応が可能なこと。
 - ⑧ 回線障害に対する対策を有すること。
 - ⑨ 本業務で調達する機器等は、「4 履行場所及び納品台数」10台（予備用2台含む）とも同一機種であり、かつ新品であること。
- (4) 決済端末に関するその他について
 - ① P C I D S S（Payment Card Industry Data Security Standards）の現行基準に準拠しているクレジットカード情報非保持型の端末とすること。
 - ② 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。
 - ③ 端末はインターネット回線で繋がっており、決済情報はインターネットを經由しクレジットカード代行会社などへ通信され、POS レジには決済後の伝票番号のみ連携され

ること。

- ④ 提示されたクレジットカードの信用照会は、即時与信が可能であること。
- ⑤ カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- ⑥ 利用データがインターネット上などで確認・管理が容易に可能であり、また CSV 形式などで出力が可能なこと。
- ⑦ 紛失・盗難カードの不正使用に対して、十分な防止対策及び補償制度を有すること。
- ⑧ 個人情報の保護に関する規定があり、対策が徹底されていること。
- ⑨ 障害発生時の対応とその連絡方法など、サポート体制について明確にすること。
- ⑩ 利用者に対し、キャッシュレス決済が可能であることの案内板等の広報資材等を無償で提供すること。

(5) 納付事務について

高槻市交通部への納付事務については、取扱期間が月初から月末までの分を翌月末日までにあらかじめ指定する口座へ振り込むこと。また、入金明細書については、指定する期日までに高槻市交通部まで送付すること。

(6) その他運用について

- ① 契約締結以降、高槻市交通部及び POS レジ事業者との打ち合わせに参加するなど、情報連携や共有を随時行うことが可能なこと。
- ② 契約締結以降、POS レジとの連携確認などの用途で上記の納品台数とは別にテスト用として高槻市交通部が指定する期間、決済端末の貸出が可能なこと。
- ③ 契約締結から概ね3か月以内に、導入する決済端末の操作手順を記したマニュアルを交通部が指定する部数作成し納品すること。
- ④ 高槻市交通部からの求めに応じて窓口対応職員に決済端末の使用方法の研修を習熟するまで実施すること。

6 契約書記載上の注意事項について

- (1) 本業務に関して用いる言語は日本語、金銭に支払いに用いる通貨は円とする。
- (2) 納付方法は納入義務者等に代わり立替え払いをする「立替払方式」とすること。
- (3) 指定日までに納付事務ができなかった際の延滞金等に関して、必要事項を明記すること。
- (4) 契約の解除に関して、必要事項を明記すること。
- (5) 個人情報の保護に関しては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。